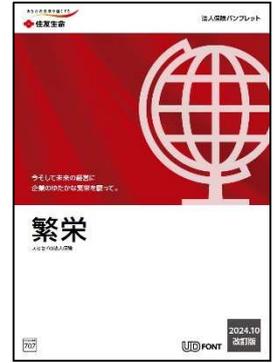


2025年3月25日より、「スミセイの定期保険 繁栄 エンブレム新長期プラン」における保険期間満了年齢範囲の拡大および「スミセイの定期保険 繁栄 エンブレム」における保険期間90歳満了の販売停止により、「繁栄 スミセイの法人保険」の記載内容が変更となります。

上記に伴い「繁栄 スミセイの法人保険」の該当箇所は以下のとおりとなります。



<繁栄 スミセイの法人保険>

P.5「スミセイの定期保険 繁栄 エンブレム新長期プラン」

2025年3月25日以降	2025年3月24日以前
<p>ポイント1</p> <p>90～98歳までの長期間にわたり、死亡または高度障害時の大型保障をご準備いただけます。</p>	<p>ポイント1</p> <p>98歳までの長期間にわたり、死亡または高度障害時の大型保障をご準備いただけます。</p>

P.5「スミセイの定期保険 繁栄 エンブレム」

2025年3月25日以降	2025年3月24日以前
<p>スミセイの定期保険 繁栄 エンブレムも選べます。</p> <p>●85歳までの長期間にわたり、死亡または高度障害時の大型保障をご準備いただけます。</p>	<p>スミセイの定期保険 繁栄 エンブレムも選べます。</p> <p>●85歳・90歳までの長期間にわたり、死亡または高度障害時の大型保障をご準備いただけます。</p>

・ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(一定款)・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」を必ずご覧ください。

・ご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。



【住友生命保険相互会社】  
 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
 電話(06)6937-1435 (大代表)  
 東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1  
 電話(03)3273-8000 (大代表)  
 〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命  検索

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会  
 スミセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは…

あなたの未来を強くする



法人保険パンフレット



今そして未来の経営に  
企業のゆたかな繁栄を願って。

# 繁栄

スミセイの法人保険

カタログ番号  
707

UD FONT

2024.10  
改訂版

# 次世代へつなぐ繁栄のためにアグレッシブな

経営者としての積極的な事業展開と飽くなき成功への挑戦。そして、その企業活動を次世代へスミセイの法人保険「繁栄」は、現在から将来にわたり、企業・経営者のリスクに備える心強い

## 事業展開において直面する問題をバックアップ

企業存続のための準備	ご家族と後継者のための準備	ご自身の退職時のための準備	働けなくなったときのための準備	一生涯の医療保障の準備	保険料払込免除
経営者に万一のことがあっても借入金返済財源と当面の運転資金等としてご活用いただけます。	事業を後継者に継承するときに生じる相続の問題。相続税支払財源を現金で確保し、円滑な世代交代を実現できます。	経営者の責任の重さに見合う退職慰労金をご準備いただけます。	経営者の働けない状態をカバー。勇退時や後継者が成長されるまで、経営に支障をきたすことのない保障を確保できます。	充実の医療保障を一生涯ご準備いただけます。	所定の状態に該当されたとき、復帰に向け保障を継続いただきながら、保険料のお払込みが不要となります。
P3 繁栄 プライムフィット					
P4 繁栄 ライブワン					
P5 繁栄 エンブレム新長期プラン					
P5 繁栄 エンブレム					
P6 繁栄 エンブレムGP					
			P7 繁栄 ドクターGO		
P8 繁栄 自由保険					
P8 繁栄 終身保険					



一時的に資金が必要となったとき、契約者貸付制度をご利用いただけます。  
(プライムフィット・ライブワン・ドクターGOを除きます。)

- \*1 プライムフィットは収入保障特約(18)または定期保険特約(18)を付加した場合に限りです。
- \*2 プライムフィット・ライブワンは生活障害収入保障特約(23)、生活障害保障充実特約(23)、ドクターGOは生活障害終身保険特約を付加した場合に限りです。(ご契約形態により付加いただけない場合があります。)
- \*3 プライムフィット・ライブワンは災害・疾病関係特約を付加した場合に限りです。
- \*4 保険料払込免除特約(15)を付加した場合に限りです。

# 事業経営をサポートします。

継承していく。  
味方です。

## 備えは万全ですか？ 試算してみてください。

必要保障額を目的にあわせた最適な保険でご準備ください。

### ①事業保障 ②死亡退職慰労金・弔慰金 ③退職慰労金

◎例えば、経営者(社長)の場合 ◆最終報酬月額…100万円 ◆役員在任年数…20年 ◆功績倍率…3倍  
◆借入金残高…6000万円 ◆月平均売上高…2000万円

**① 事業保障**

長期借入金+短期借入金から現金・預金を差し引いた金額です。

健全な事業経営のためには、月平均売上高の2か月分の資金をご準備ください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{借入金残高} \\ \hline 6000\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{長期・短期借入金} \\ \hline 8000\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{現金・預金} \\ \hline 2000\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

借入金、買掛金、支払手形等

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{必要運転資金} \\ \hline 4000\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月平均売上高} \\ \hline 2000\text{万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{2\text{か月分}}^{\ast 5} \\ \hline \end{array}$$

従業員の給与・賞与、家賃・リース料、その他の固定費として月平均売上高の数か月分程度を備えておく心安いです。

**② 弔慰金**

あなたにふさわしい額をご準備ください。

役員が業務上死亡された場合、給与の3年分以内が相続税法上非課税として認められています。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{(死亡)退職慰労金} \\ \hline 6000\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{最終報酬月額} \\ \hline 100\text{万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{役員在任年数} \\ \hline 20\text{年} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{功績倍率}^{\ast 6} \\ \hline 3\text{倍} \\ \hline \end{array}$$

(現在年齢-就任年齢)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{弔慰金}^{\ast 7} \\ \hline 3600\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{最終報酬月額} \\ \hline 100\text{万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{36\text{か月分}} \\ \hline \end{array}$$

死亡退職慰労金と区別して規程化する必要があります。

**経営者の必要保障額**

**1億9600万円**

\*5 中小企業庁 令和4年「中小企業実態基本調査」売上高に対する販売管理費などの割合や固定費の一般的な割合から推定。

\*6 「功績倍率」とは、在任1年あたり役員報酬月額の何倍の役員(死亡)退職慰労金が支払われているかを、役員間あるいは企業間で比較するための尺度です。法人の規模、業種等により適正な水準は異なりますので、詳しくは顧問税理士等にご確認ください。

#### \*7 弔慰金について

非課税として認められる弔慰金の範囲の目安

業務上死亡の場合

給与 × 3年分に相当する額

業務外死亡の場合

給与 × 半年分に相当する額

死亡退職慰労金の他、社会通念上香典・花環代に相当する部分の金額はこれを弔慰金として支払うと、相続税法上非課税扱いになります。

中小企業(法人)1社あたりの  
金融機関からの借入金

**平均約9801万円**

中小企業庁 令和4年「中小企業実態基本調査」に基づき当社にて試算

#### 役員退職慰労金規程制定のすすめ

退職慰労金について、税務署が過大と判定した場合は、過大部分について損金算入が認められない場合があります。あらかじめ、役員退職慰労金規程を制定し、スムーズな支給に備えてください。

<税務のお取扱いについて> 税制は、今後変更されることがあります。

・記載の内容は2023年10月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、税務のお取扱いが変わることがあります。

# 繁栄 プライムフィット スクエアライン1UP

**ポイント1 働けなくなったとき、毎年一定額の年金をお受け取りいただけます。**

企業存続のための運転資金や、一時的な資金繰りの悪化などに備えられます。  
年金受取人を法人から経営者に変更することで、ご自身・ご家族の生活費として活用いただくことも可能です。  
※第2回年金から受取人の変更が可能です。

**ポイント2 公的制度に連動した基準と当社独自の基準で働けない状態を幅広く保障します。**

**ポイント3 保険料払込免除特約(15)付加の場合 所定の状態に該当されたとき、以後の保険料は要りません。**

【ご契約例】 (ご契約者…法人、被保険者…役員、死亡保険金受取人…法人)  
プライムフィット スクエアライン1UP/3年ごと配当タイプ

- ・生活障害収入保障特約(23) (10回・固定型)  
[保険期間・払込期間…10年更新・70歳まで]…年金年額 1000万円
- ・生活障害保障充実特約(23) [保険期間・払込期間…10年更新・70歳まで]…50万円
- ・定期保険特約(18) [保険期間・払込期間…10年更新・70歳まで]…1億円
- ・保険料払込免除特約(15) [総合型]付加

保険料	□座振替料率 年1回払(2024年10月現在) ご契約当初10年間	
	契約年齢 40歳	男性 769,889円*1

\*1 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率にて新たに定めます。



\*2 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。



**【プライムフィット】**・資産形成機能はありません。・上記ご契約例の場合、解約返戻金はありません。**【生活障害収入保障特約(23)・生活障害保障充実特約(23)】**・死亡保険金はありません。**【生活障害収入保障特約(23)・生活障害保障充実特約(23)・保険料払込免除特約(15) [総合型]**・精神障害を原因として公的年金制度の障害年金1・2級に認定され

<税務のお取り扱いについて> 経理処理についてはP9「保険料の経理処理」をご覧ください。

## ■ 給付内容

### 企業存続のための運転資金などに 就労不能・介護年金

以下のいずれかの状態に該当したとき毎年一定額の年金を生存の限り、所定の期間お支払いします。(保証期間5年)

**[公的制度と連動した基準]**

- 公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき
- 公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき

**[当社独自基準]**

- 当社所定の就労不能状態に該当したとき
- 当社所定の要介護状態が180日以上継続したとき

### 一時的な資金繰りの悪化対策などに 就労不能・介護保障充実給付金

就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき、一時金をお支払いします。

当社所定の要介護状態に該当したときは、上記に替わり、その状態が30日継続するごとに150日目までお支払いします。

事業保障

死亡退職慰労金・弔慰金

退職慰労金

就労不能・介護保障

終身医療保障

保険料払込免除

さらに資産形成機能をお望みの方は

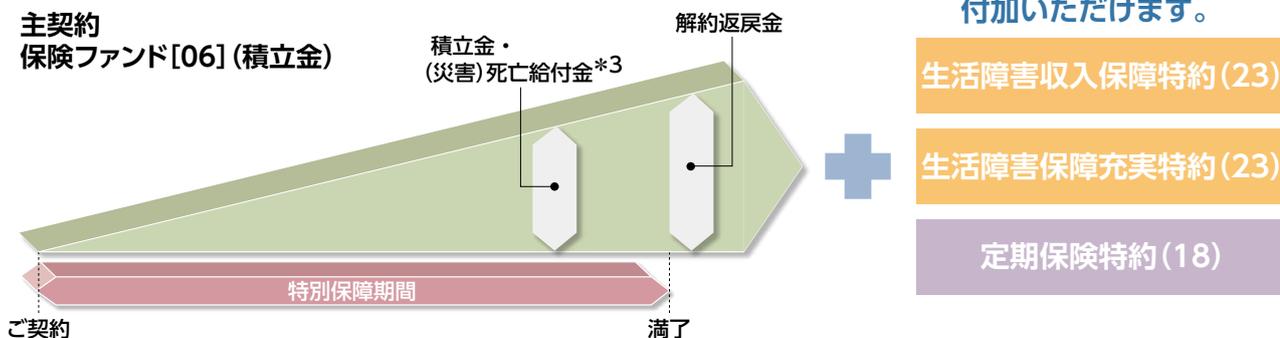
スミセイの利率変動型積立保険 **繁栄 ライブワン** も選べます。

**ポイント**

保険料の一部を積み立てて緊急時の資金やご勇退時の退職金をご準備いただけます。

保険ファンド部分は、一時金の引き出しや余裕資金の払い込みが可能です。

このような各種特約を付加いただけます。



\*3 死亡された場合は、保障部分とは別に積立金相当額(災害で死亡の場合は、積立金×1.1倍相当額)を(災害)死亡給付金としてお支払いします。



- ・ 保険ファンド(積立金)には貯蓄機能がありますが、一般の預貯金とは異なります。
- ・ ご契約後3年未満で解約または積立金の一部引出しをしたとき、所定の控除があります。保険料払込期間中の保険ファンドには最低積立金があり、全額を引き出すことはできません。また、積立金が最低積立金に満たないときは、積立金を引き出すことはできません。

たときは就労不能・介護年金、就労不能・介護保障充実給付金のお支払いおよび保険料払込免除のお取扱いはできません。**[保険料払込免除特約(15) [総合型]]**・保険料払込免除特約(15)を付加した契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加しない契約の保険料に比べ、高くなります。**[全体]**・更新タイプの特約は、払込期間の年齢まで自動更新します。

# 繁栄 エンブレム新長期プラン

**ポイント1** 98歳までの長期間にわたり、  
死亡または高度障害時の大型保障をご準備いただけます。

**ポイント2** 解約返戻金を企業のニーズにあわせて事業保障資金、  
退職慰労金等にご活用いただけます。

解約返戻金をお受け取りいただくにはご契約を解約する  
必要があり、その場合、以後の保障はなくなります。

保険料払込免除特約(15)付加の場合

**所定の状態に該当されたとき、以後の保険料は要りません。**

その後も保障は継続します。さらに、解約返戻金は保険料が払い込まれたものとして推移します。

**【ご契約例】**

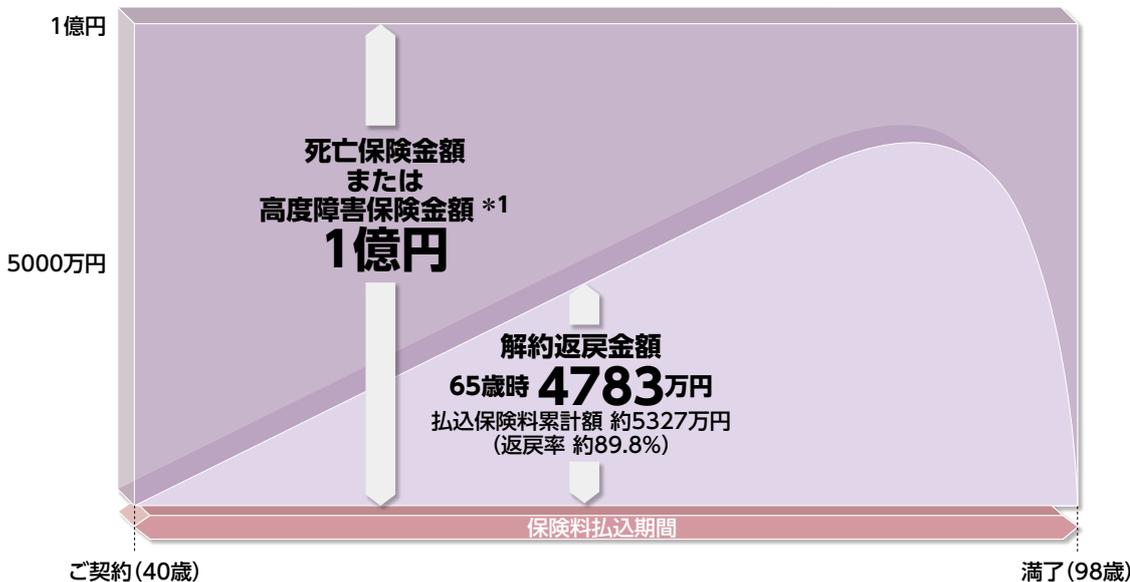
(ご契約者…法人、被保険者…役員、死亡保険金受取人…法人)  
エンブレム新長期プラン/無配当タイプ  
・主契約[保険期間・払込期間…98歳まで]…1億円

保険料

□座振替料率 年1回払(2024年10月現在)

契約年齢  
40歳

男性 2,130,432円



\*1 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

記載の解約返戻金額は、年単位の契約応当日の直前での金額です。前年度までの保険料が払い込まれていることを前提としています。



・解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。

スミセイの定期保険 **繁栄 エンブレム** も選べます。

●85歳・90歳までの長期間にわたり、死亡または高度障害時の大型保障をご準備いただけます。

<税務のお取扱いについて> 経理処理についてはP9・10「保険料の経理処理」をご覧ください。

# 繁栄 エンブレムGP

**ポイント1** 解約返戻金を低く設定した期間を設けているため、お求めやすい保険料で98歳までの長期間にわたり、死亡または高度障害時の大型保障をご準備いただけます。

**ポイント2** 解約返戻金を企業のニーズにあわせて事業保障資金、退職慰労金等にご活用いただけます。解約返戻金をお受け取りいただくにはご契約を解約する必要があります。その場合、以後の保障はなくなります。

**ポイント3** 保険料のお払込みが短期間で終了する短期払いも選べます。

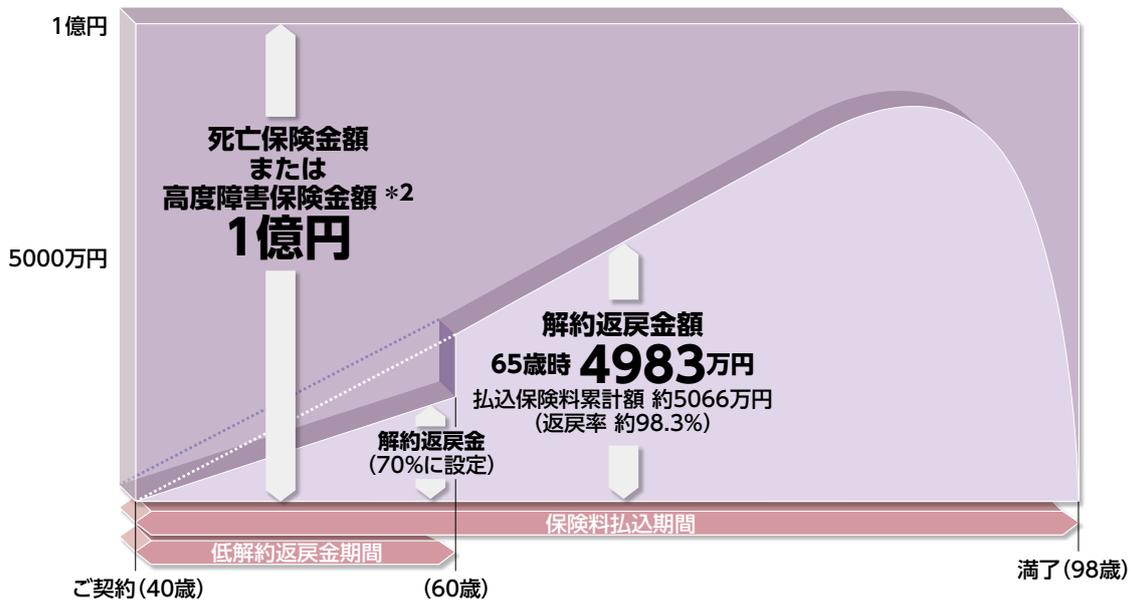
保険料払込免除特約(15)付加の場合

**所定の状態に該当されたとき、以後の保険料は要りません。**

その後も保障は継続します。さらに、解約返戻金は保険料が払い込まれたものとして推移します。

【ご契約例】  
(ご契約者…法人、被保険者…役員、死亡保険金受取人…法人)  
エンブレムGP/無配当タイプ  
・主契約[保険期間・払込期間…98歳まで  
低解約返戻金期間…60歳まで]…1億円

保険料	□座振替利率 年1回払(2024年10月現在)
	契約年齢 40歳   男性 2,026,362円



\*2 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはできません。

記載の解約返戻金額は、年単位の契約応当日の直前での金額です。前年度までの保険料が払い込まれていることを前提としています。



留意点

- ・解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、低解約返戻金期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。
- ・この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。

# ジーオー **繁栄 ドクターGO 終身タイプ**

**ポイント**

一生涯続く安心の医療保障をご準備いただけます。

◎ **日帰り入院から長期の入院まで安心!**

※日帰り入院とは入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

◎ **入院中・外来を問わず、公的医療保険対象の1,000種類以上の手術を保障!**

◎ **がん入院は支払日数無制限!**

**【ご契約例】**

ドクターGO / 5年ごと利差配当タイプ

・主契約 (180日型) [保険期間・払込期間…終身] …日額20,000円

**保険料**

□座振替料率 年1回払 (2024年10月現在)

契約年齢  
40歳

男性 198,223円



**留意点**

- ・この保険には死亡保険金・解約返戻金はありません。(保険料払込期間が短期払いの場合、主契約の保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約日額の30倍をお支払いします。)
- ・「創傷処理」等、手術給付金をお支払いできない手術が5種類あります。
- ・お支払対象となる治療・入院・手術は、治療を直接の目的としたものに限りです。

充実の医療保障をお求めやすい保険料でご準備いただける「**繁栄 ドクターGO 定期タイプ**」も選べます。

**<税務のお取扱いについて>** 経理処理についてはP10「保険料の経理処理」をご覧ください。

スミセイの自由保険

事業保障

死亡退職慰労金・弔慰金

退職慰労金

# 繁栄自由保険

**ポイント** 計画的な事業資金の確保とともに、安心の保障にもお役に立ちます。



【ご契約例】

自由保険 / 5年ごと利差配当タイプ

・主契約 [保険期間・払込期間…60歳まで]

…5000万円

保険料	口座振替料率 年1回払 (2024年10月現在)	
	契約年齢 40歳	男性 2,693,096円

\*1 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

スミセイの終身保険

事業保障

死亡退職慰労金・弔慰金

退職慰労金

# 繁栄終身保険

**ポイント** 死亡または高度障害時の事業保障資金を、一生涯確保できます。



【ご契約例】

終身保険 / 5年ごと利差配当タイプ

・主契約 [保険期間・払込期間…終身・60歳まで]

…5000万円

保険料	口座振替料率 年1回払 (2024年10月現在)	
	契約年齢 40歳	男性 2,461,297円

\*2 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いできません。

# 保険料の経理処理

スミセイの法人保険“繁栄”の経理処理の例

ご契約の形態例 ご契約者…法人、被保険者…役員・従業員、死亡保険金・死亡給付金等受取人…法人

## 《プライムフィット・ライブワン》

### 1. 生活障害収入保障特約(23)・生活障害保障充実特約(23)・定期保険特約(18)・収入保障特約(18)部分

保険料の全額を損金に算入します。…(A)

仕訳例	借方	貸方
	保 険 料 × × ×	現 金・預 金 × × ×

### 2. 主契約(保険ファンド[06])部分

「退職金保険積立金」として、資産に計上します。…(B)

仕訳例	借方	貸方
	退職金保険積立金 × × ×	現 金・預 金 × × ×

※災害・疾病関係特約部分の保険料は全額を損金に算入します。ただし、保険料払込期間が短期払いの場合、当期分保険料を損金に算入し、残りの保険料を資産に計上します。(\*1)

## 《エンブレム新長期プラン・エンブレムGP・エンブレム》

以下のお取扱いとなります。

### 1. 最高解約返戻率が50%以下の場合

保険料の全額を損金に算入します。…(A)

仕訳例	借方	貸方
	保 険 料 × × ×	現 金・預 金 × × ×

### 2. 最高解約返戻率50%超70%以下となる場合(\*2)

#### ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間(\*3)…(B)

保険料の60/100を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

仕訳例	借方	貸方
	保 険 料 × × ×	現 金・預 金 × × ×
	前 払 費 用 × × ×	

#### イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間(\*3)…(C)

保険料の全額を損金に算入します。

仕訳例	借方	貸方
	保 険 料 × × ×	現 金・預 金 × × ×

#### ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間…(D)

保険料の全額を損金に算入します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

仕訳例	借方	貸方
	保 険 料 × × ×	現 金・預 金 × × ×
		前 払 費 用 × × ×

### 3. 最高解約返戻率70%超85%以下となる場合

#### ア. ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間(\*3)…(B)

保険料の40/100を損金に算入し、残りを前払費用として資産に計上します。

#### イ. 保険期間の40/100から75/100に相当する期間(\*3)…(C)

保険料の全額を損金に算入します。

#### ウ. 保険期間の残り25/100に相当する期間…(D)

保険料の全額を損金に算入します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

### 4. 最高解約返戻率85%超となる場合

#### ア. ご契約時から最高解約返戻率となるまでの期間または年換算保険料相当額に対する解約返戻金の増加割合が70%を超える期間(資産計上期間)(\*4)

##### ①ご契約当初10年間…(E)

「保険料×最高解約返戻率×90%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

仕訳例	借方	貸方
	保 険 料 × × ×	現 金・預 金 × × ×
	前 払 費 用 × × ×	

##### ②ご契約11年目から…(F)

「保険料×最高解約返戻率×70%」の金額を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入します。

仕訳例	借方	貸方
	保 険 料 × × ×	現 金・預 金 × × ×
	前 払 費 用 × × ×	

#### イ. 資産計上期間経過後から解約返戻金額が最も高くなる期間まで…(G)

保険料の全額を損金に算入します。

仕訳例	借方	貸方
	保 険 料 × × ×	現 金・預 金 × × ×

保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金等は益金に算入されるため、課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、節税効果はありません。

ウ. 解約返戻金額が最も高くなる期間経過後から保険期間終了まで…(H)

保険料の全額を損金に算入します。また、資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入します。

		借方	貸方
仕訳例	保	険料 ×××	現金・預金 ×××
			前払費用 ×××

## 《ドクターGO》

保険料の全額を損金に算入します。

※災害・疾病関係特約部分の保険料は全額を損金に算入します。ただし、保険料払込期間が短期払いの場合、当期分保険料を損金に算入し、残りの保険料を資産に計上します。(\*1)

※生活障害終身保険特約が付加されている場合、その特約部分の保険料は資産に計上します。

		借方	貸方
仕訳例	保	険料 ×××	現金・預金 ×××

## 《自由保険》

「退職金保険積立金」として、保険料を資産に計上します。

※災害・疾病関係特約部分の保険料は全額を損金に算入します。

		借方	貸方
仕訳例	退職金保険積立金	×××	現金・預金 ×××

## 《終身保険》

「退職金保険積立金」として、保険料を資産に計上します。

※災害・疾病関係特約部分の保険料は全額を損金に算入します。

		借方	貸方
仕訳例	退職金保険積立金	×××	現金・預金 ×××

(\*1) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険または第三分野保険(ごく少額の払戻金のある契約を含む)(契約日が2019年10月8日以降に限る)」に対する当該事業年度に支払った保険料が30万円以下の場合、保険料の全額を損金に算入します。

(\*2) 他社商品も含めて、被保険者一人につき、「保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%超70%以下のもの(契約日が2019年7月8日以降に限る)」に対する年換算保険料相当額が30万円以下の場合、保険料の全額を損金に算入します。

(\*3) 保険期間の40/100相当期間、75/100相当期間の算出にあたって、1月未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた期間となります。

(\*4) 資産計上期間が5年未満となる場合は保険期間開始日から5年を経過する日まで、また、保険期間が10年未満の場合は、保険期間の50/100を経過する日までとします。

■保険料払込期間が短期払いの場合は、損金算入にあたって当期分保険料をもとに計算し、差額については資産に計上します。保険料払込期間満了後は、資産に計上した前払費用から当期分保険料を取り崩し、損金に算入します。当期分保険料は、「毎回の保険料×保険料払込期間÷保険期間」となります。保険期間が終身の場合、保険期間開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。

■上記の保険料の経理処理は、保険年度と事業年度が一致していることを前提としています。

◎法人契約の経理処理について、詳しくは「法人契約 税務のしおり」をご覧ください。

記載の内容は2023年10月現在の税制に基づいて表示しています。  
今後、税制の変更に伴い、保険料の経理処理など税務のお取扱いが変わることがあります。

## 【高額割引制度】

エンブレム新長期プラン・エンブレムGPについて、保険金額に応じて保険料が割引となる制度です。  
判定ランクが上がるほど、保険料の割引額・割引率が大きくなります。

### 【判定ランク\*】

#### エンブレム新長期プラン

判定保険金額	3000万円	5000万円	1億円
割引額・割引率			
保険金額比例の割引額 (保険金額100万円あたり)	20円	30円	40円
保険料比例の割引率	1.25%	1.50%	1.50%

#### エンブレムGP

判定保険金額	3000万円	5000万円	1億円
割引額・割引率			
保険金額比例の割引額 (保険金額100万円あたり)	32円	42円	52円
保険料比例の割引率	1.85%	2.15%	2.45%

- ・ご契約内容が当社所定の条件を満たす場合、保険料の高額割引制度が適用になります。
- ・保険金額の減額等ご契約内容の変更があった場合には、保険料の高額割引制度が適用されなくなったり、割引額が変更されることがあります。

\*表の金額は月払いの場合です。保険料の払込回数・払込方法等により割引額が変わることがあります。

## 【ご請求手続きに際してのご注意】

### ご契約者と死亡保険金(給付金)受取人が法人で、被保険者が従業員の場合のお取扱い

ご契約時には、この保険の目的が死亡・高度障害保険金(入院・手術給付金)の全部またはその相当部分(注)を被保険者またはそのご遺族に退職金等として支払うことであることを確認させていただきます。保険金額については、遺族補償規程等および当社所定の範囲内でお取り扱いします。なお、保険金(給付金)等のご請求の際、被保険者またはそのご遺族(退職金等の受給者)が請求内容を了知(自署・押印)されていることが必要となります。

(注)その相当部分とは…保険金(給付金)より次のような費用を控除した金額以上の金額とします。

- 既払込保険料 ●従業員(職員)またはその遺族に対して既に支払った弔慰金・見舞金・葬儀費用等の費用

- ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(-定款)・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」を必ずご覧ください。
- ご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。

あなたの未来を強くなる



[住友生命 保険 相互 会社]

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35  
電話 (06)6937-1435 (大代表)  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1  
電話 (03)3273-8000 (大代表)  
〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会  
スミセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは

24.10 改訂版

営情-24-0048

100-707(24.9)(DM)回



種別インキ使用